

特定小売供給約款変更届出書

令和元年 8 月 29 日

沖縄電力株式会社

特定小売供給約款変更届出書

沖電販企発第4号

令和元年8月29日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役
社長 本永 浩之

平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第7項の規定により、次のように特定小売供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	令和元年10月1日

特定小売供給約款変更届出書

沖電販企発第 5 号

令和元年 8 月 29 日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役
社長 本永 浩之

平成 26 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定により、次のように特定小売供給約款を変更したので届け出ます。

変更の内容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	令和元年 10 月 1 日

別 紙

特 定 小 壳 供 給 約 款

令和元年 10 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

特 定 小 売 供 給 約 款

目 次

I	総 则	1
1	適 用	1
2	供給約款の届出および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	4
II	契 約 の 申 込 み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	5
8	需 要 場 所	6
9	需給契約の単位	7
10	供 給 の 開 始	9
11	供 給 の 单 位	9
12	承 諾 の 限 界	9
13	需給契約書の作成	10
III	契約種別および料金	11
14	契 約 種 別	11
15	定 額 電 灯	12
16	従 量 電 灯	14
17	臨 時 電 灯	15
18	公 衆 街 路 灯	18
19	業 務 用 電 力	21
20	低 压 電 力	25
21	高 压 電 力	28

22 臨時電力	34
23 農事用電力	37
24 自家発補給電力	39
25 予備電力	47
IV 料金の算定および支払い	50
26 料金の適用開始の時期	50
27 検針日	50
28 料金の算定期間	51
29 使用電力量等の計量	51
30 料金の算定	54
31 日割計算	54
32 料金の支払義務および支払期日	55
33 料金その他の支払方法	56
34 延滞利息	58
35 保証金	59
V 使用および供給	61
36 適正契約の保持	61
37 契約超過金	61
38 力率の保持	61
39 需要場所への立入りによる業務の実施	62
40 電気の使用にともなうお客様の協力	62
41 供給の停止	63
42 供給停止の解除	65
43 供給停止期間中の料金	65
44 違約金	65
45 供給の中止または使用の制限もしくは中止	65
46 制限または中止の料金割引	66

47 損害賠償の免責	68
48 設備の賠償	68
VI 契約の変更および終了	70
49 需給契約の変更	70
50 名義の変更	70
51 需給契約の廃止	70
52 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算	70
53 解約等	73
54 需給契約消滅後の債権債務関係	74
VII 供給方法および工事	75
55 需給地点および施設	75
56 架空引込線	76
57 地中引込線	77
58 連接引込線等	78
59 中高層集合住宅等への供給方法	78
60 引込線の接続	79
61 計量器等の取付け	79
62 専用供給設備	80
VIII 工事費の負担	82
63 一般供給設備の工事費負担金	82
64 特別供給設備の工事費負担金	84
65 供給設備を変更する場合の工事費負担金	85
66 特別供給設備等の工事費の算定	86
67 工事費負担金の申受けおよび精算	87
68 臨時工事費	88

69 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	89
IX 保 安	90
70 保安の責任	90
71 調 査	90
72 調査等の委託	90
73 調査に対するお客さまの協力	91
74 保安に対するお客さまの協力	91
75 検査または工事の受託	91
76 自家用電気工作物	92
附 則	93
別 表	108

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
沖縄県

2 供給約款の届出および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さま

の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるもの

をいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次

の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保

安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(7) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧

とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(9) 契約主開閉器

契約上設定されるしや断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路

をしや断し、お客様において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(10) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をい

ります。

(12) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(13) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(15) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(16) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定期間の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力または臨時電力については、20（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。

- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。
- 契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約主開閉器、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法
- (2) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出いただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出いただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (5) 高圧で電気の供給を受けるお客様が発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客様の発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力の申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

- イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間(契約上電気を使用できる期間をいいます。)の満了の日までといたします。

8 需要場所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ そ の 他

- (イ) 工場等において、1構内（1建物をなす場合はこれに準じます。）に社宅、寮等の付帯電灯とならない電灯（小型機器を含みます。）を使用する独立の建物があり、他の部分について動力（付帯電灯を含みます。）のみを使用する場合は、その建物を1需要場所とすることができます。
- (ロ) 構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力、自家発補給電力の

うちの 1 契約種別、予備電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯と低圧電力とをあわせて契約する場合
- (3) 次の場合で、2以上のお客さまが共用する受電設備によって電気の供給を受けることを希望され、当社が一括して電気を供給する場合

イ コンビナート等の工場群

次のいずれにも該当する場合

- (イ) それぞれのお客さまの需要場所が近接していること。
- (ロ) それぞれのお客さまが、同一の資本系列に属していること、または相互に電気設備上もしくは製造工程上密接な協力関係にあること。
- (ハ) それぞれのお客さまの需要電力の最大値が500キロワット以上であること。
- (ニ) お客様の代表者が、当社との間の料金の支払いおよび保安の責任を一括して負い、かつ、当社との協議等を行なうこと。

ロ 中小企業工場団地等

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第3条第1項第2号イもしくはロ、第3号または第4号に規定する事業を行なう事業協同組合、事業協同小組合もしくはこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会であって、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号もしくは第4号の業務に係る資金の貸付けを受けたものまたはこれらに準ずるもの（以下これらを総称して「組合」といいます。）が、中小企業工場団地等において、その組合員（所属員を含みます。）のために受電設備を施設する場合で、次のいずれにも該当するとき。

- (イ) さく、へい、道路等によって団地と外部とが明確に区分され、かつ、組合または組合員（所属員を含みます。）以外の者の工場等が団地内に存在しないこと。
- (ロ) 需給契約の当事者が組合であること。
- (ハ) 組合の内部における電気料金の負担の基準がその定款または規約に

明確に定められており、かつ、その基準にもとづき算定される各組合員（所属員を含みます。）の電気料金の負担額の合計が当社に対する組合の料金支払額と一致するものと認められること。

(ニ) 高圧電力の適用範囲に該当すること。

(4) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1需給契約を結ぶとき。

10 供 給 の 開 始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供 給 の 単 位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 9（需給契約の単位）(4)の場合
- (2) 25（予備電力）(1)イおよびロをあわせて契約する場合
- (3) 共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (4) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承 諾 の 限 界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払わ

れない場合を含みます。) その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

当社は、次のいずれかに該当する場合には、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

- (1) 原則として契約電力が500キロワット以上の場合
- (2) 特別の事情があり、お客さままたは当社が必要とする場合

III 契約種別および料金

14 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 别		
電 灯 需 要	定額電灯		
	従量電灯		
	臨時電灯		A
			B
	公衆街路灯		A
			B
	業務用電力		
	低圧電力		
	高圧電力		A
			B
電 力 需 要	臨時電力		
	農事用電力		
	自家発補給電力		A
			B
	予備電力		

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。）

なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	66円00銭
--------	--------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	102円86銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	158円41銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	269円52銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	404円28銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	673円81銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	673円81銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	260円89銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	454円74銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	454円74銭

16 従量電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。）に別表9（契約電力等の算定方法）(1)口を適用して算定される値が50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、イにより算定される値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ハ 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびハに該当し、かつ、ロの値が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によつて算定された金額およ

び別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	402円40銭
電力量 料金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	22円95銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	28円49銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円47銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電

圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によつて算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によつて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによつて算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによつて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによつて算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによつて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	9円11銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	18円23銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	18円23銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	181円78銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	181円78銭

ニ そ の 他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(イ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50キロワット未満であること。

(ロ) 臨時電灯Aを適用できること。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の10キロワット時まで	524円04銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	33円36銭

ハ そ の 他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	55円00銭
--------	--------

(ロ) 電 灯 料 金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

ます。

10ワットまでの1灯につき	91円43銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	140円82銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	239円60銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	359円40銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	599円01銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	599円01銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(iv) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	224円48銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	394円79銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	394円79銭

ハ そ の 他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することができます。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50キロワット未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の10キロワット時まで	402円40銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	22円95銭

ハ そ の 他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、

技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものといたします。

19 業務用電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が2,000キロワット未満（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客様の特別の事情、当社の供給設備の状況等からお客様が高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客様と当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客様が希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と使用する動力について20（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値

がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

- (ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

- (ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

- (イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることができます。

- (ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

- (ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,743円50銭
---------------	-----------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他の季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他の季料金
1キロワット時につき	17円15銭	15円66銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100

パーセントといたします。) といたします。この場合、平均力率は、別表6(平均力率の算定)によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

20 低圧電力

(1) 適用範囲

低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、使用する電灯または小型機器について16(従量電灯)(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロにおける使用する電灯または小型機器について16(従量電灯)(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトお

より200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしや断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表9（契約電力等の算定方法）(2)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客様が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表9（契約電力等の算定方法）(2)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認い

たします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,331円00銭
---------------	-----------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他の季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他の季料金
1キロワット時につき	16円01銭	14円62銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表7（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合((4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表8（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

21 高 壓 電 力

(1) 高 壓 電 力 A

イ 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客様が希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用

することがあります。

- (ロ) 使用する付帯電灯について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と使用する動力について20（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契 約 電 力

- (イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された

口以降の期間については、その期間の契約電力といたします。) は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。) は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

- (ロ) 自家発補給電力 B と同一計量される場合で、自家発補給電力 B によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力 B の供給時間中における 30 分最大需要電力計の値から自家発補給電力 B のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力 B の供給時間以外の時間における 30 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。
- (ハ) 当社は、30 分最大需要電力計を取り付けます。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 25,100 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,617円00銭
---------------	-----------

(d) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比でん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円22銭	13円90銭

(e) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

へそその他

(f) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、高圧電力Bを適用いたします。

(ロ) 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）
を使用することはできません。

(2) 高圧電力B

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、当社の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約電力

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることができます。

(ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 高圧電力Aとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500

キロワット以上となる場合は、契約電力を(イ)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(1)ニによって定めます。

(ニ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

二 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,018円50銭
---------------	-----------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比でん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	14円23銭	13円00銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ そ の 他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

22 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

イ 動力（高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。）を使用するもの。

ロ 高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するもの。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、業務用電力、低圧電力または高圧電力の場合に準じて定めます。この場合、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表9（契約電力等の算定方法）(1)に準じて算定してえた値といたします。ただし、業務用電力に準ずる場合は、別表9（契約電力等の

算定方法) (1)ロによって算定してえた値といたします。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	199円39銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

業務用電力、低圧電力または高圧電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、業務用電力、低圧電力または高圧電力の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比でん分してえた値をそれぞれの使用電力量といいたします。

a (1) イに該当する場合

(a) 低圧で電気の供給を受ける場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円80銭	17円29銭

(b) 高圧で電気の供給を受ける場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	17円86銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	16円70銭
		16円42銭
		15円36銭

b (1) ロに該当する場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円17銭	18円54銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、業務用電力、低圧電力または高圧電力に準じて適用いたします。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

(イ) 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(4) そ の 他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力、低圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。

23 農事用電力

(1) 適用範囲

農事用のかんがい排水のために、午後9時から翌日の午後1時までの時間に動力（高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力または高圧電力の場合に準じて定めます。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表9（契約電力等の算定方法）(1)によって算定された契約電力の値とい

たします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1 キロワット に つ き	標準電圧100ボルトまたは200ボルトで 供給を受ける場合	891円00銭
	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	1,061円50銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワッ ト時につき	標準電圧100ボルトまたは200ボルトで 供給を受ける場合	12円80銭
	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	12円67銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。

(4) そ の 他

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

- ロ 専用の電路を施設し、直接契約負荷設備に接続していただきます。
- ハ 当社は、供給設備の状況等により、(1)の使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。
- ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしや断いたします。
- ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。

24 自家発補給電力

(1) 自家発補給電力A

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ 契約電力

(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

a 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さ

まの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

- b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしや断する装置が設置されている場合

お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしや断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、業務用電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものと適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円66銭	17円15銭

b a以外の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円83銭	20円94銭

(八) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

ニ 自家発補給電力Aの使用

(イ) お客様が自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 業務用電力と自家発補給電力Aを同一計量する場合で、業務用電力の契約電力が19（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客様のその1月の30分最大需要電力計の値が業務用電力の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、自家発補給電力Aを使用されなかつたものとみなします。

ホ 業務用電力と同一計量される場合の最大需要電力

業務用電力と同一計量される場合で、自家発補給電力Aを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力と

みなします。

(イ) 業務用電力の契約電力を19（業務用電力）(4)イによって定めるお客様の場合で、自家発補給電力Aの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 業務用電力の契約電力を19（業務用電力）(4)ロによって定めるお客様の場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が業務用電力の契約電力と自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Aの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでない場合は、業務用電力と自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

ヘ 業務用電力と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

- a 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における業務用電力の平均電力
- b 自家発補給電力Aの使用の前3月間における業務用電力の平均電力
- c 自家発補給電力Aの使用の前3日間における業務用電力の平均電力

(ロ) 自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Aの使用

電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として自家発補給電力Aの最大需要電力に自家発補給電力Aの使用時間に乗じてえた値をこえないものといたします。

ト そ の 他

(イ) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。

(2) 自家発補給電力B

イ 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金

の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、高圧電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものと適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	16円54銭	15円22銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	15円48銭	14円25銭

b a以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	20円17銭	18円54銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	18円83銭	17円31銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力に準ずるものといたします。

ニ 自家発補給電力Bの使用

(イ) お客様が自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 高圧電力と自家発補給電力Bを同一計量する場合で、高圧電力の契約電力が21(高圧電力)(2)ハによって決定されるお客様のその1月の30分最大需要電力計の値が高圧電力の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、自家発補給電力Bを使用されなかつたものとみなします。

ホ 高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力

高圧電力と同一計量される場合で、自家発補給電力Bを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 高圧電力の契約電力を21（高圧電力）(1)ニによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Bの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 高圧電力の契約電力を21（高圧電力）(2)ハによって定めるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が高圧電力の契約電力と自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Bの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでない場合は、高圧電力と自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

ヘ 高圧電力と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

- a 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における高圧電力の平均電力

- b 自家発補給電力Bの使用の前3月間における高圧電力の平均電力

- c 自家発補給電力Bの使用の前3日間における高圧電力の平均電力

(ロ) 自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Bの使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として自家発補給電力Bの最大需要電力に自家発補給電力Bの使用時間と乗じてえた値をこえないものといたします。

ト そ の 他

(イ) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

(ロ) 当社は、必要に応じてお客様から電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

25 予 備 電 力

(1) 適 用 範 囲

業務用電力または高圧電力のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客様に特別の事情がある場合で、お客様が常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は、予備電力によって使用される契約

負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客様が希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力または高圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

26 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

27 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といいたします。

(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

(2) お客さまが不在等のため検針できなかつた場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといいたします。

(3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

(4) (3)イの場合で、検針を行なわなかつたときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なつたものといいたします。

(5) (3)ロの場合で、検針を行なわなかつたときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なつたものといいたします。

28 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかるわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (3) 定額制供給の場合または29（使用電力量等の計量）(8)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

29 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間ににおける使用電力量は、次の場合ならびに(6)および(7)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計

量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

イ 27（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、30（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 27（検針日）(4)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、30（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 27（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、30（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(6)および(7)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

- (3) 計量器の読みは、次によります。
- イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。
 - ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。
 - ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。
- (4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (5) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (6) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、(7)の場合を除き、次によります。
- イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
 - ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いかが大きい値といたします。
- (7) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表10（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (8) 低圧で電気の供給を受ける従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表10（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (9) 低圧で電気の供給を受けるお客さまについて、記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

30 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
- ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ハ 28（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- ニ 28（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

31 日割計算

- (1) 当社は、30（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表11（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表11（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については、別表11（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表11（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 30 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、30 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表11 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。

ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

32 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、27 (検針日) (4)の場合の料金または29 (使用電力量等の計量) (1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、29 (使用電力量等の計量) (7)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

なお、29 (使用電力量等の計量) (8)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 33 (料金その他の支払方法) (6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

- (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客様まで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

33 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

- イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出させていただきます。
- ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出させていただきます。

(2) お客様が料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のとき
に当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社
が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別
措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指
定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払
い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、
債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する
支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 27（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算
定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日まで
を算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお
客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ご
とに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客様が希望される場合には、あらかじめ前
受金をお預かりすることができます。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯および臨時電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金

を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

34 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を33（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 51（需給契約の廃止）(2)または53（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客様が支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。

35 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

- イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合
- ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかつた場合

- (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することができます。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただることがあります。

(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

- イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

- ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前

口までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定期にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかつた場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であつても需給契約が消滅した場合は、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

36 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

37 契約超過金

(1) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、34（延滞利息）に準じて延滞利息を申し受けます。

38 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。また、契約電力が500キロワット以上のお客さまについては、お客さまの負担で適

当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

なお、進相用コンデンサは、別表8（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

(3) 当社は、当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、高圧で電気の供給を受けるお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

39 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 74（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 41（供給の停止）、51（需給契約の廃止）(1)または53（解約等）により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

40 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、

もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客様が発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

41 供 給 の 停 止

(1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

- イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客様の需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ハ 60（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行なった場合

(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ヘ 高圧電力の場合または臨時電力、農事用電力、自家発補給電力Bもしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ト 農事用電力の場合で、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。

チ 39（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

リ 40（電気の使用にともなうお客様の協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客様がその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することができます。

42 供給停止の解除

41（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

43 供給停止期間中の料金

41（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を31（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

44 違 約 金

- (1) お客さまが41（供給の停止）(3)口からトまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

45 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 発電用燃料の異常需給等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常災害の場合

ホ その他保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客様にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

46 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、45（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客様の責めとなる理由による場合は、そのお客様については割引いたしません。

イ 定額電灯、従量電灯、契約電力が500キロワット未満の業務用電力、低圧電力および高圧電力Aの場合

(イ) 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯の場合は最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。）といたします。ただし、30（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の業務用電力および高圧電力Bの場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、30（料金

の算定) (1)イ, ロ, ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D-d}{D}$$

H' = 修正時間 (10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。)

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A-B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量 (お客様の平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。)

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによ

ります。

- (2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力、農事用電力、自家発補給電力および予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし、農事用電力の割引対象時間は、その契約使用時間といたします。

47 損害賠償の免責

- (1) 45（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 41（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または53（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

48 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

49 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

50 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし、低圧で電気の供給を受けるお客さまについては、当社が必要とする場合を除き、口頭、電話等によることができます。

51 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は、53（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

52 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) お客さま（定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力の

お客さまを除きます。)が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、低压で電気の供給を受けている場合で、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置するとき、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、68(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、68(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

ハ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少

しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、68（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について68（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

二 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前の契約電力を下回る場合は、増加された日の前の契約電力を上回る契約電力分といいます。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加

前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。) と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、68（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について68（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 19（業務用電力）(4)イまたは21（高圧電力）(1)ニによって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または19（業務用電力）(4)イ(イ)cもしくは21（高圧電力）(1)ニ(イ)cにより契約電力を減少しようとされる場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、19（業務用電力）(4)イ(イ)cまたは21（高圧電力）(1)ニ(イ)cにより契約電力を減少しようとされる日といたします。

53 解 約 等

(1) 41（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、51（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当

社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するもの
といたします。

54 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅
いたしません。

VII 供給方法および工事

55 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客様と当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客様と当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
- イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
- ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
- ハ 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
- ニ 57（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
- ホ 技術上、経済上やむをえない場合で、お客様が受電設備等を共用して電気の供給を受けるとき。
- ヘ その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。
- なお、当社は、お客様（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客様の土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備 ((3)によりお客様の土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客様の建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を

無償で使用できるものといたします。

56 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客様の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客様の建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客様の需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。
- (4) 当社は、お客様の承諾をえて、次により、お客様の引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。
- イ 当社は、お客様の引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客様の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、お客様へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。
- ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客様にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

57 地中引込線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上不適当と認められる場合で、当社の電線路とお客様の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ　お客様が需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客様の土地または建物に接続装置を施設することができます。

(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客様と当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。

イ　お客様の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ　建物の3階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

(3) 当社の電線路とお客様の電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ　鉄管、暗きよ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客様の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、64（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

58 連接引込線等

(1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1需
要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に
至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給する
ことがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物
に施設することがあります。

なお、お客様の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

(2) 当社は、お客様の承諾をえて、次により、お客様の引込口配線を使用
して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 当社は、お客様の引込口配線から分岐して、他のお客さまへの連接引
込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込
線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。ま
た、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合
は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客様
にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込
線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

59 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する
ときには、当社は、原則として共同引込線による1引込みで電気を供給いたし

ます。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

60 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客様の希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

61 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計、30分最大需要電力計、無効電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置、および力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客様の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客様の所有とし、お客様の負担で取り付けていただくことがあります。

- イ　お客様の希望によって計量器の付属装置を施設する場合
- ロ　変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客様の希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客様

さまと当社との協議によって定めます。

なお、低圧で電気の供給を受けるお客さまについては、計量器、その付属装置および区分装置は、原則として屋外に取り付けます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行っていただくことがあります。

- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。

62 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、64（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。
 - イ　お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合
 - ロ　40（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合
 - ハ　お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側しゃ断器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただ

し、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客様が既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

63 一般供給設備の工事費負担金

(1) お客様が新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申受けます。

区分	単位	金額
架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,410円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	27,170円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設されるしゃ断器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。
イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、

無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客様ごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客様の数で除してえた値にそのお客様が単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

$$= \text{架空配電設備の工事こう長} - (\frac{\text{地中配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の工事こう長}})$$

$$\times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

(6) 次の言葉は、VII(工事費の負担)においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配 電 設 備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器、保安装置およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きよ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工 事 こ う 長

別表12(標準設計基準)に定める設計(以下「標準設計」といいます。)にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設

備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(7) VIII (工事費の負担) の各項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯、従量電灯、臨時電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Aおよび公衆街路灯Bの場合の契約負荷設備の総容量

ロ 契約電力 (19 [業務用電力] (4)イまたは21 [高圧電力] (1)ニによって契約電力が定められている場合は、契約受電設備の総容量といたします。)

なお、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合および供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

64 特別供給設備の工事費負担金

(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

(イ) お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合

(ロ) 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施

設する場合

- (ハ) 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合
- (ニ) その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も63（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

- ロ 62（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、62（専用供給設備）(2)によるものといたします。

- (2) お客さまが24（自家発補給電力）または25（予備電力）によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、63（一般供給設備の工事費負担金）(2)に準ずるものといたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、62（専用供給設備）(2)によるものといたします。

65 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわいで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、60（引込線の接続）または61（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。
- (2) 40（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

66 特別供給設備等の工事費の算定

64（特別供給設備の工事費負担金）および65（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、68（臨時工事費）に準じて算定いたします。

(2) お客さまが標準設計をこえる設計による工事費を希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 64（特別供給設備の工事費負担金）(1)イの場合で、その工事費を63（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適當と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも63（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 予備供給設備の工事費を63（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適當と認められる場合は、(1)または(2)にかかわらず、その工事費を63（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(5) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

67 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客様に特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。

(2) お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

(3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 63（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 64（特別供給設備の工事費負担金）（63〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および65（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合
 - (ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）
 - (ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合
- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

- (5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される63（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

68 臨時工事費

- (1) 17（臨時電灯）または22（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時

工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器については、配電設備に属するものはその価額の95パーセント、変電設備に属するものは1月（1月末満は1月といたします。）につきその価額の1パーセントを差し引いた値とし、また、その他の設備については、低圧または高圧配電設備についてはその価額の50パーセント、変電設備については撤去材料倉入額といたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、63（一般供給設備の工事費負担金）、64（特別供給設備の工事費負担金）および65（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置しつつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、67（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。

69 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

IX 保 安

70 保 安 の 責 任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

71 調 査

(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点 檢

(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかつた場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

72 調査等の委託

(1) 当社は、71(調査)の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託するがあります。

(2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

73 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、71（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

74 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

75 検査または工事の受託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易な

ものについては、無料とすることがあります。

(3) お客様は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

(4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

76 自家用電気工作物

(1) お客様の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- イ 71 (調査)
- ロ 72 (調査等の委託)
- ハ 73 (調査に対するお客様の協力)
- ニ 75 (検査または工事の受託)

(2) お客様が高圧により電気の供給を受ける場合には、当社は、必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客様と協議を行ないます。

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 8 (需要場所) (1)に定める1構内または8 (需要場所) (2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、口に定める特例設備を新たに使用する際に、口に定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8 (需要場所) の規定にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、口(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等に口に定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、口(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）において口(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8 (需要場所) の規定に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、39 (需要場所への立入りによる業務の実施) に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、39 (需要場所への

立入りによる業務の実施)に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

□ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合(新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、63(一般供給設備の工事費負担金)または64(特別供給設備の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として受けます。

なお、VIII(工事費の負担)の適用については、64(特別供給設備の工事費負担金)の場合に準ずるものといたします。

(3) 供給電気方式および供給電圧

認定発電設備等が施設された特例区域等の需要が、15(定額電灯)(1)に該当する場合で、お客さまに特別の事情があるときには、供給電気方式および供給電圧は、15(定額電灯)(2)にかかわらず、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、29(使用電力量等の計量)(4)の規定に

かかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

4 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

5 ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置

(1) 適用範囲

従量電灯として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、お客さまがこの特別措置の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 料金

各月の料金は、従量電灯によって料金として算定された金額からイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものといたします。ただし、従量電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額およびイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が16（従量電灯）(4)に定める最低料金を下回る場合は、16（従量電灯）(4)に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計といたします。

イ ちゅらクック割引額（電化厨房住宅割引額）

ちゅらクック割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がハに定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は、ハに定めるちゅらクック割

引上限額といたします。

$$\text{ちゅらクック割引額} = \text{口の割引対象額} \times 3\% \text{ パーセント}$$

口 割 引 対 象 額

割引対象額は、その1月の使用電力量に16（従量電灯）(4)によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。

ハ ちゅらクック割引上限額

1 契約につき	550円00銭
---------	---------

(3) そ の 他

- イ ちゅらクック割引額は、お客様の申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。
- ロ 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客様からクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。
- ハ お客様がクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出でいただきます。
- ニ お客様が無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約金を申し受けます。
- なお、この場合の違約金は、44（違約金）に準じて算定するものといたします。
- ホ 当社は、31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、ちゅらクック割引上限額の日割計算は、(6)（ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- ヘ 30（料金の算定）(1)口の場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

ト その他の事項については、従量電灯にかかる規定を準用するものといたします。

(4) ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式

イ ちゅらクック割引上限額を日割りする場合

$$\text{ちゅらクック割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ 30 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、イの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

6 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかる取扱い

(1) 従量電灯のお客さままで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16 (従量電灯) (4)にかかるらず、各戸ごとに従量電灯を適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

7 供給停止についての特別措置

次の地域については、41 (供給の停止) (2)イおよびロにかかるらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みま

す。) の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に、電気の供給を停止することがあるものといたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

本部町字瀬底 (水納島)

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊 是 名 村

渡 嘉 敷 村

座 間 味 村

8 延滞利息についての特別措置

延滞利息は、34 (延滞利息) (3) で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。

9 この供給約款の実施等にともなう切替措置

VII (工事費の負担) に定める工事費負担金等については、当該需給契約の需給開始日 (65 [供給設備を変更する場合の工事費負担金] の場合は、工事完成日といたします。) が令和元年10月1日以降であるものから、この供給約款を適用いたします。

10 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律 (平成28年11月28日法律第85号) 第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則 (平成24年8月22日法律第68号) 第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金 (令和元年10月1日以降初めて当社が支

払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。) の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

(1) III (契約種別および料金) の料金率については、15 (定額電灯) (4), 16 (従量電灯) (4), 17 (臨時電灯) (1)ハもしくは(2)ロ, 18 (公衆街路灯) (1)ロもしくは(2)ロ, 19 (業務用電力) (5), 20 (低圧電力) (5), 21 (高圧電力) (1)ホもしくは(2)ニ, 22 (臨時電力) (3), 23 (農事用電力) (3) または24 (自家発補給電力) (1)ハもしくは(2)ハにかかわらず、次のとおりといたします。

イ 定額電灯

(イ) 需要家料金

1 契約につき	64円80銭
---------	--------

(ロ) 電灯料金

10ワットまでの1灯につき	100円99銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	155円53銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	264円62銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	396円93銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	661円55銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	661円55銭

(ハ) 小型機器料金

50ボルトアンペアまでの1機器につき	256円15銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	446円47銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	446円47銭

ロ 従 量 電 灯

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	395円08銭
電力量 料金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	22円53銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	27円97銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円91銭

ハ 臨 時 電 灯

(イ) 臨 時 電 灯 A

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8円94銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17円89銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17円89銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	178円47銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	178円47銭

(ロ) 臨 時 電 灯 B

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	514円51銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	32円75銭

ニ 公衆街路灯

(イ) 公衆街路灯A

a 需要家料金

1契約につき	54円00銭
--------	--------

b 電灯料金

10ワットまでの1灯につき	89円77銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	138円26銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	235円25銭
40ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	352円86銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	588円11銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	588円11銭

c 小型機器料金

50ボルトアンペアまでの1機器につき	220円40銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	387円61銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	387円61銭

(ロ) 公衆街路灯B

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	395円08銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	22円53銭

ホ 業務用電力

(イ) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,711円80銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円83銭	15円38銭

ヘ 低圧電力

(イ) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,306円80銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円71銭	14円35銭

ト 高圧電力

(イ) 高圧電力A

a 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,587円60銭
---------------	-----------

b 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	14円94銭	13円65銭

(ロ) 高圧電力B

a 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,981円80銭
---------------	-----------

b 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	13円97銭	12円76銭

チ 臨 時 電 力

(イ) 定額制供給の場合

契約電力1キロワット1日につき	195円76銭
-----------------	---------

(ロ) 従量制供給の場合

a 23 (臨時電力) (1)イに該当する場合

(a) 低压で電気の供給を受ける場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円45銭	16円97銭

(b) 高圧で電気の供給を受ける場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	17円54銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	16円39銭

b 23 (臨時電力) (1)ロに該当する場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円80銭	18円19銭

リ 農 事 用 電 力

(イ) 基 本 料 金

契約電力1 キロワット につき	標準電圧100ボルトまたは200ボルトで 供給を受ける場合	874円80銭
	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	1,042円20銭

(d) 電力量料金

1 キロワット 時につき	標準電圧100ボルトまたは200ボルトで 供給を受ける場合	12円57銭
	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	12円44銭

ヌ 自家発補給電力

(イ) 自家発補給電力A

a 定期検査または定期補修による場合

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円31銭	16円83銭

b a以外の場合

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	22円41銭	20円56銭

(ロ) 自家発補給電力B

a 定期検査または定期補修による場合

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット 時につき	契約電力が500キロ ワット未満の場合	16円24銭
	契約電力が500キロ ワット以上の場合	15円19銭
		14円94銭
		13円98銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	19円80銭	18円19銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	18円49銭	17円00銭

(2) 附則5(ちゅらクック割引(電化厨房住宅契約)についての特別措置)の料金率については、附則5(ちゅらクック割引(電化厨房住宅契約)についての特別措置)(2)ハにかかわらず、次のとおりといたします。

1契約につき	540円00銭
--------	---------

(3) 別表2(燃料費調整)の基準単価については、別表2(燃料費調整)(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1円20銭4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円40銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4円81銭6厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	7円22銭3厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	12円03銭9厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	12円03銭9厘

小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円59銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	7円19銭2厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	7円19銭2厘

(ロ) 臨時電灯 A

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	9銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	19銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	19銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円94銭1厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円94銭1厘

(ハ) 臨時電力

契約電力1キロワット1日につき	2円03銭9厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

最 低 料 金	1契約につき最初の10キロワット時まで	3円10銭0厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	31銭0厘

(ロ) (イ)以外の場合

1 キロワット時につき	低压で供給を受ける場合	31 錢 0 厘
	高压で供給を受ける場合	29 錢 9 厘

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしたときは、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単

位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、aおよびbの場合を除き、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

a 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

b 予 備 電 力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。

(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特

別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。) の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均
原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2410$$

$$\beta = 1.1282$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原
油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数
は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値と
いたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第
1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= (25,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000} \\ \text{調整単価} \end{aligned}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回り、かつ、
37,700 円以下の場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= (\text{平均燃料価格} - 25,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000} \\ \text{調整単価} \end{aligned}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,700 円を上回る場合
平均燃料価格は、37,700 円といたします。

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= (37,700 \text{ 円} - 25,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000} \\ \text{調整単価} \end{aligned}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調
整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間
に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ) および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、口によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1円22銭7厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円45銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4円90銭5厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	7円35銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	12円26銭2厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	12円26銭2厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円66銭2厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	7円32銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	7円32銭5厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	9銭9厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	19銭8厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	19銭8厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円97銭7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円97銭7厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円07銭7厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	3円15銭7厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	31銭6厘

(ロ) (イ)以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	31銭6厘
	高圧で供給を受ける場合	30銭5厘

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ワット

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ワット

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入 力（ワット）
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125パーセント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200パーセント	

ロ ネオジン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999以下	40	40
1,149〃	60	60
1,556〃	70	70
1,759〃	80	80
2,368〃	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60〃	80	170	70
80〃	100	190	90
100〃	150	200	130
125〃	160	290	145
200〃	250	400	230
250〃	300	500	270
300〃	350	550	325
400〃	500	750	435
700〃	800	1,200	735
1,000〃	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力 [キロワット]）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		入力 (ワット) 出力 (ワット) × 133.0 パーセント	
	入力 (ボルトアンペア)			
	高力率型	低力率型		
35以下	—	160		
45〃	—	180		
65〃	—	230		
100〃	250	350		
200〃	400	550		
400〃	600	850		
550〃	900	1,200		
750〃	1,000	1,400		

ロ 3相誘導電動機

契約負荷設備	換算容量 (入力 [キロワット])	
低圧誘導電動機	出力 (馬力)	× 93.3パーセント
	出力 (キロワット)	× 125.0パーセント
高圧誘導電動機	出力 (馬力)	× 87.8パーセント
	出力 (キロワット)	× 117.6パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管　　電　　流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
蓄電器放電式診察用装置	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
	コンデンサ内蔵型		
	0.75 マイクロファラット以下		1
	0.75 マイクロファラット超過 1.5 マイクロファラット以下		2
	1.5 "	3 "	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \text{最大定格1次入力 (キロボルトアンペア)} \\ \times 70 \text{ パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \text{実測した1次入力 (キロボルトアンペア)} \\ \times 70 \text{ パーセント}$$

(5) そ の 他

- イ (1), (2), (3) および(4)によることが不適當と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によつて定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であつて欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) Δ または Y 結線の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \times 3$$

(2) V 結線（同容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \times 2 \times 0.866$$

(3) 変則V 結線（異容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{電灯電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)} - \text{電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)} + \text{電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \times 2 \times 0.866$$

6 平均力率の算定

- (1) 平均力率は、無効電力量を有効電力量で除してえた値（端数は、小数点以下第 5 位で四捨五入いたします。）に応じて、次のとおりといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

無効電力量／有効電力量の値	平均力率 (パーセント)	無効電力量／有効電力量の値	平均力率 (パーセント)
0.0000 から	0.1004 まで	100	1.7555 から
0.1005	0.1752	99	1.8032
0.1753	0.2279	98	1.8527
0.2280	0.2718	97	1.9040
0.2719	0.3106	96	1.9572
0.3107	0.3461	95	2.0125
0.3462	0.3793	94	2.0701
0.3794	0.4108	93	2.1300
0.4109	0.4409	92	2.1924
0.4410	0.4701	91	2.2577
0.4702	0.4984	90	2.3259
0.4985	0.5261	89	2.3973
0.5262	0.5533	88	2.4722
0.5534	0.5801	87	2.5508
0.5802	0.6066	86	2.6335
0.6067	0.6329	85	2.7207
0.6330	0.6590	84	2.8127
0.6591	0.6850	83	2.9100
0.6851	0.7110	82	3.0131
0.7111	0.7370	81	3.1226
0.7371	0.7630	80	3.2391
0.7631	0.7892	79	3.3634
0.7893	0.8154	78	3.4963
0.8155	0.8419	77	3.6390
0.8420	0.8685	76	3.7920
0.8686	0.8954	75	3.9573
0.8955	0.9225	74	4.1363
0.9226	0.9500	73	4.3306
0.9501	0.9778	72	4.5425
0.9779	1.0060	71	4.7745
1.0061	1.0345	70	5.0299
1.0346	1.0636	69	5.3122
1.0637	1.0931	68	5.6262
1.0932	1.1231	67	5.9776
1.1232	1.1536	66	6.3737
1.1537	1.1848	65	6.8238
1.1849	1.2166	64	7.3397
1.2167	1.2490	63	7.9374
1.2491	1.2822	62	8.6381
1.2823	1.3161	61	9.4713
1.3162	1.3508	60	10.4788
1.3509	1.3864	59	11.7222
1.3865	1.4229	58	13.2959
1.4230	1.4603	57	15.3522
1.4604	1.4988	56	18.1544
1.4989	1.5384	55	22.1998
1.5385	1.5792	54	28.5540
1.5793	1.6211	53	39.9876
1.6212	1.6644	52	66.6668
1.6645	1.7091	51	199.9976
1.7092	1.7554	50	∞

なお、平均力率は、次の算式によって算定された値によるものといたします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(2) 有効電力量および無効電力量の計量については、29(使用電力量等の計量)

(1), (3), (4), (6)イおよび(7)に準ずるものといたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、29(使用電力量等の計量)(4)の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

7 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率(パーセント)

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \{\text{電熱器}\}_{\text{総容量}} + 90 \text{ パーセント} \times \{\text{力率90パーセント}\}_{\text{の機器総容量}} + 80 \text{ パーセント} \times \{\text{力率80パーセント}\}_{\text{の機器総容量}}}{\text{機 器 総 容 量}}$$

8 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ　け　い　光　灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

電　　圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ ネオン管灯

変圧器 2 次電圧 (ボルト)	変圧器 容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ 水 銀 灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100〃	50	9
250〃	75	15
300〃	100	20
400〃	150	30
700〃	250	50
1,000〃	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)	馬 力	1/8	1/4	1/2	1
	キロ ワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	使用電圧 100ボルト	40	50	75	100
	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40

(ロ) 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

電動機 定格 出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の中動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他の

(1), (2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

9 契約電力等の算定方法

(1) 高圧で電気の供給を受ける農事用電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は、契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。），または契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表5〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備

ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)の合計のうち、いずれか小さい方に次のイまたはロによってえた値といたします。

イ 契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)の合計に次の係数を乗じてえた値といたします。

なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を別表3(契約負荷設備の総容量の算定)(1)に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしや断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は(2)に準じて算定し、次の係数は乗じないものといたします。

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

ロ 契約受電設備の総容量(単相変圧器を結合して使用する場合は、別表5〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。)と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力(出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)との合計(この場合、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- (イ) 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- (ロ) 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- (ハ) 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器 ((ロ)に該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。)
- (ニ) 予備設備であることが明らかな変圧器

(2) 20 (低圧電力) (4) ロの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

イ 供給電気方式および供給電圧が交流单相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

10 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる}}{\text{期間の日数}}$$

(ロ) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の実日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる}}{\text{期間の日数}}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる}}{\text{期間の日数}}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、61（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\% + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

- (イ) お客様の申出により測定したときは、申出の日の属する月
- (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月
- (2) 最大需要電力の協定
 - (1)に準ずるものといたします。

11 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、30（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

- (イ) 従量電灯

$$\text{最低料金適用電力量} = 10 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 110 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

$$\text{最低料金適用電力量} = 10 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(二) 30 (料金の算定) (1)ハまたはニに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \quad \text{は}, \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といいたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 30 (料金の算定) (1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 30 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、業務用電力、低圧電力、高圧電力および臨時電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に

夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数（停止期間中の日数を除きます。）に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 30（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 30（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 28（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 定額制供給の場合または29（使用電力量等の計量）(8)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日とし

てお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(5) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(6) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

12 標準設計基準

(1) 適用

イ この基準は、VIII（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

ロ この基準に明記していない場合は、電気設備に関する技術基準その他関係法令、当社の設計基準等にもとづき技術的に適當と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

ハ 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は、技術的に適當と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 高圧または低圧電線路

イ 通 則

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧または低圧電線路における電圧降下の許容限度は、次の値を標準といたします。この場合、電線路は需給地点から当該の需要に供給する変電所の引出口に設置するしゃ断器または供給用変圧器の負荷側接続点までといたします。

なお、既設電線路を利用する場合、または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下等を考慮して施設いたします。

	高 圧		低 圧	
公称電圧（ボルト）	3,300	6,600	100	200
電圧降下（ボルト）	300	600	6	20

(ロ) 経 過 地

高圧または低圧電線路の経過地は、地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧または低圧電線路は、架空電線路を標準といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上認められない場合、または技術上、経済上不適当と認められる場合は他の方法によります。

ロ 架 空 電 線 路

(イ) 電線路の施設

a 高圧または低圧架空電線路は、単独の電線路を新たに施設する場合、他の架空電線路と併架する場合、電線の張替えによる場合および負荷分割をする場合等線路の保守、保安上支障をきたさない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

- a 高圧または低圧架空電線路の支持物は、原則として工場打鉄筋コンクリート柱を標準といたします。
- b 工場打鉄筋コンクリート柱を使用することが地形または技術上、経済上不適当と認められる場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標 準 径 間

標準径間は、次の値を標準といたします。

施 設 地 域	標準径間 (メートル)
市 街 地	40
そ の 他	50

(二) 支持物の長さ

支持物の長さは、次の値を標準といたします。ただし、施設場所の状況により、根入れ、他の工作物との離隔、装柱、弛度等の関係から必要な場合は、この標準以外のものといたします。

施設地域 装柱	市街地 (メートル)	その他 (メートル)
高 壓	11	9
高 低 壓 併 架	12	10
低 壓	9	9

(ホ) が い し

がいしは、次のものを標準といたします。

電圧	使用箇所	引通箇所	引留箇所
高圧		高圧ピンがいし 高圧中実がいし	高圧耐張がいし
低圧		低圧ピンがいし	低圧引留がいし
低圧引込	低圧引留がいし, 多溝がいし, DVがいし		

(八) 電線の種類および太さ

- a 高圧または低圧架空電線には、硬銅線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当と認められる場合は、他の適当な材質のものを使用いたします。
- b 高圧または低圧架空電線および高圧または低圧架空引込線には、絶縁電線を使用いたします。
- c 電線の太さは許容電流、電圧降下、機械的強度および法令上の制限を考慮して、次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上不適当と認められる場合は、他の適当な電線を使用することができます。

(単位:アンペア)

種別	太さ (ミリメートル)	より線(平方ミリメートル)									
		2.6	3.2	5.5	14	22	38	60	80	100	150
屋外用ビニール 絶縁電線 (OW電線)						112	153	206			
600Vビニール 絶縁電線 (IV電線)					88	115	162	217			
引込用ビニール 絶縁電線 (DV電線)	2心	38	50								
	3心	34	44		62						
高圧 絶縁電線	OCW電線					150	210	280	335	390	505
	PDC電線			58							

(ト) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、次の中から、需要の実情を考慮して当社が通常使用しているもののうち、技術上、経済上適正なものを選定いたします。

なお、3相で供給する場合は、単相変圧器2台によるV結線を標準といたしますが、単相変圧器3台を△結線で使用することもあります。

容 量 (キロボルトアンペア)						
5	10	20	30	50	75	100

(チ) 開閉器の種類および容量

a 高圧架空電線路の操作または保守上必要な箇所には、開閉器を施設いたします。この場合、開閉器の種類は、原則として気中開閉器といたします。

b 開閉器の容量は、次の中から技術上、経済上適当なものを施設いたします。

容 量 (アンペア)		
200	400	600

(リ) 装 柱

高圧または低圧架空電線路の標準装柱は、水平配列または垂直配列のうちいづれか技術上、経済上適当なものといたします。ただし、付近の樹木や建物等の状況によっては、他の装柱とすることがあります。

(メ) 付属材料の種類

- a 高圧または低圧架空電線路のアームは軽量腕金といたします。
- b 支柱、支線柱は支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。
- c 変圧器の1次側に使用する開閉器には、高圧カットアウトを使用いたします。

(リ) 耐 塩 害 施 設

架空電線路の機器および材料は、耐塩構造のものを使用いたします。

(ヲ) 耐 雷 施 設

架空電線路には、避雷器、架空地線等を施設いたします。

ハ 地 中 電 線 路

(イ) 施 設 方 法

高圧または低圧地中電線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きよ式とすることがあります。

a 直 接 埋 設 式

重車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗 キ よ 式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(ロ) 地中箱の施設

ケーブル引入れ、引抜き、接続等の工事および点検、その他保守作業を容易に行なうため必要な箇所に地中箱を施設いたします。

(ハ) ケーブルの種類および太さ

地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、次の中から技術上、経済上適当なものを選定いたします。

電 壓	種 類	太 さ (平方ミリメートル)							
低 壓	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	22 38 60 100 150 250 325 — —							
高 壓		22	38	60	100	150	250	325	400 500

(ニ) 高圧機器（地上設置）、高圧分岐装置、低圧分岐装置の設置

- a 高圧機器（地上設置）は、高圧線を分岐する場合、または高圧を低圧に変圧する場合に施設いたします。
- b 高圧分岐装置は、高圧線からπ分岐し、高圧のお客さまに地中引込みを行なう場合に施設いたします。
- c 低圧分岐装置は、低圧幹線から低圧のお客さまへの地中引込線を分岐する場合に施設いたします。

(3) 変電設備

イ 通 則

電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結 線 法

結線および主要機器取付数量の標準は、次のとおりといたします。

公称電圧 (キロボルト)	結 線 法	機 器 名	数 量
6.6	单母線	し ゃ 断 器 変 流 器 零 相 变 流 器 配 电 盤	1 台 2 個 1 個 1 式

凡　　例

引出型しや断器	変　流　器	零相変流器

ハ　し　や　断　器

- (イ) しや断器は、当社で一般的に使用しているものなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した事故電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。
- (ロ) 系統構成は、10年程度先を目標といたします。

ニ　計器用変流器

- (イ) 計器用変流器は、当社で一般的に使用しているものなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統の事故電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。
- (ロ) 系統構成は、10年程度先を目標といたします。

ホ　配　電　盤

配電盤には、原則として電流計、電力量計およびしや断器操作用開閉器ならびに運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ無効電力量計、電圧計等を取り付けます。

なお、無人変電所の場合には、当該設備の遠隔監視制御装置（通信伝送路を含みます。）を取り付けます。

ヘ　保　護　装　置

電線路には短絡または地絡故障を生じた場合に、自動的に電路をしや断するための保護装置を取り付けます。

なお、原則として各線路には自動再閉路継電器を施設いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う
経過措置に関する省令第25条、第23条の規定に基づく
添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表
- 3 工事費負担金の説明

沖縄電力株式会社

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

平成 28 年 11 月 18 日に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 85 号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 86 号）による地方税法の改正を受け、このたび、当社は、消費税率の引き上げによる新たな料金率等を設定すべく、特定小売供給約款を見直すことといたしました。

この消費税率の引き上げによる新たな料金率等の設定については、平成 26 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 6 項に規定された「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合として経済産業省令で定める場合」に該当することから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 7 項の規定に基づき、ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

また、平成 28 年 4 月分料金からの延滞利息制度の適用開始に伴う規定が現在では不要となっていることから当該規定を削除するとともに、その他の供給条件を今日的に見直したため、特定小売供給約款を見直すことといたしました。

つきましては、平成 26 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定に基づき、ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 特定小売供給約款の変更の内容 および新旧料金率比較表

特定小売供給約款の変更の内容

平成 26 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 7 項の規定に基づき届け出る特定小売供給約款の変更につきましては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 85 号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 86 号）による地方税法の改正にともない、消費税率の引き上げに必要となる変更を行ないました。

また、平成 26 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定に基づき届け出る特定小売供給約款の変更につきましては、平成 28 年 4 月分料金からの延滞利息制度の適用開始に伴う規定が現在では不要となっていることから当該規定を削除するとともに、その他の供給条件を今日的に見直すために必要となる変更を行ないました。

新 旧 料 金 率 比 較 表
(電 灯 分)

現行料金				改定料金			
区 分		単位	料金率	区 分		単位	料金率
定額電灯	需要家料金	1契約	円 64.80	需要家料金	1契約	円 66.00	
	電灯料金			電灯料金			
	10Wまで	1灯	100.99	10Wまで	1灯	102.86	
	10W超過20Wまで	"	155.53	10W超過20Wまで	"	158.41	
	20W超過40Wまで	"	264.62	20W超過40Wまで	"	269.52	
	40W超過60Wまで	"	396.93	40W超過60Wまで	"	404.28	
	60W超過100Wまで	"	661.55	60W超過100Wまで	"	673.81	
	100W超過	"	661.55	100W超過	"	673.81	
	100Wまでごとに	"		100Wまでごとに	"		
	小型機器料金	1機器	256.15	小型機器料金	1機器	260.89	
従量電灯	50VAまで	"	446.47	50VAまで	"	454.74	
	50VA超過100VAまで	"		50VA超過100VAまで	"		
	100VA超過	"	446.47	100VA超過	"	454.74	
	100VAまでごとに	"		100VAまでごとに	"		
	電力量料金			電力量料金			
臨時電灯	最初の10kWhまで	1契約	395.08	最初の10kWhまで	1契約	402.40	
	電力量料金	1kWh		電力量料金			
	10kWh超過120kWhまで	"	22.53	10kWh超過120kWhまで	1kWh	22.95	
	120kWh超過300kWhまで	"	27.97	120kWh超過300kWhまで	"	28.49	
	300kWh超過分	"	29.91	300kWh超過分	"	30.47	
公衆街路灯	A	50VAまで1日につき	1契約	8.94	A	50VAまで1日につき	1契約
		50VA超過100VAまで	"	17.89		50VA超過100VAまで	"
		1日につき	"			1日につき	"
		100VA超過500VAまでの	"	17.89		100VA超過500VAまでの	"
		100VAごとに1日につき	"			100VAごとに1日につき	"
		500VA超過1kVAまで	"	178.47		500VA超過1kVAまで	"
		1日につき	"			1日につき	"
		1kVA超過3kVAまでの	"	178.47		1kVA超過3kVAまでの	"
		1kVAまでごとに1日につき	"			1kVAまでごとに1日につき	"
		電力量料金				181.78	
	B	最低料金	1契約	514.51	B	最低料金	1契約
		最初の10kWhまで	"			最初の10kWhまで	524.04
		電力量料金	1kWh	32.75		電力量料金	
		10kWh超過分に対して	"			10kWh超過分に対して	1kWh
		33.36					

新 旧 料 金 率 比 較 表
(電力分)

現行料金				改定料金				
区分		単位	料金率	区分		単位	料金率	
業務用電力	基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1kW 1kWh 〃	1,711.80 16.83 15.38	業務用電力	基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1kW 1kWh 〃	1,743.50 17.15 15.66	
低圧電力	基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1kW 1kWh 〃	1,306.80 15.71 14.35	低圧電力	基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1kW 1kWh 〃	1,331.00 16.01 14.62	
高圧電力	A 基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1kW 1kWh 〃	1,587.60 14.94 13.65	A 高圧電力	基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1kW 1kWh 〃	1,617.00 15.22 13.90	
	B 基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1kW 1kWh 〃	1,981.80 13.97 12.76		基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1kW 1kWh 〃	2,018.50 14.23 13.00	
臨時電力	定額制供給 1日につき	1kW	195.76	定額制供給 1日につき		1kW	199.39	
	従量制供給 基本料金 電力量料金 22(臨時電力)(1)イに該当する場合 低压で電気の供給を受ける場合 夏季料金 その他季料金	業務用電力、低圧電力または高圧電力の該当料金の20パーセント増し 1kWh 〃	18.45 16.97 17.54 16.12 16.39 15.07 19.80 18.19	従量制供給 基本料金 電力量料金 22(臨時電力)(1)イに該当する場合 低压で電気の供給を受ける場合 夏季料金 その他季料金	業務用電力、低圧電力または高圧電力の該当料金の20パーセント増し 1kWh 〃	18.80 17.29 17.86 16.42 16.70 15.36 20.17 18.54	従量制供給 基本料金 電力量料金 22(臨時電力)(1)イに該当する場合 低压で電気の供給を受ける場合 夏季料金 その他季料金	業務用電力、低圧電力または高圧電力の該当料金の20パーセント増し 1kWh 〃
	高压で電気の供給を受ける場合 契約電力が500kW未満の場合 夏季料金 その他季料金			高压で電気の供給を受ける場合 契約電力が500kW未満の場合 夏季料金 その他季料金				
	契約電力が500kW以上の場合 夏季料金 その他季料金			契約電力が500kW以上の場合 夏季料金 その他季料金				
	22(臨時電力)(1)ロに該当する場合 夏季料金 その他季料金			22(臨時電力)(1)ロに該当する場合 夏季料金 その他季料金				

現行料金				改定料金			
区分		単位	料金率	区分		単位	料金率
農事用電力	基本料金 100Vまたは200V供給 6,000V供給	1kW 〃	874.80 1042.20	農事用電力	基本料金 100Vまたは200V供給 6,000V供給	1kW 〃	891.00 1061.50
	電力量料金 100Vまたは200V供給 6,000V供給	1kWh 〃	12.57 12.44		電力量料金 100Vまたは200V供給 6,000V供給	1kWh 〃	12.80 12.67
自家発自家補給電力	基本料金 使用月	業務用電力の該当料金の10パーセント増し		自家発自家補給電力	基本料金 使用月	業務用電力の該当料金の10パーセント増し	
	不使用月	上記の30パーセント			不使用月	上記の30パーセント	
A	電力量料金 a 定期検査または定期補修による場合 夏季料金 その他季料金 b a以外の場合 夏季料金 その他季料金	1kWh 〃	18.31 16.83	A	電力量料金 a 定期検査または定期補修による場合 夏季料金 その他季料金 b a以外の場合 夏季料金 その他季料金	1kWh 〃	18.66 17.15
		1kWh 〃	22.41 20.56			1kWh 〃	22.83 20.94
自家発自家補給電力	基本料金 使用月	高圧電力の該当料金の10パーセント増し		自家発自家補給電力	基本料金 使用月	高圧電力の該当料金の10パーセント増し	
	不使用月	上記の20パーセント			不使用月	上記の20パーセント	
B	電力量料金 a 定期検査または定期補修による場合 契約電力が500kW未満の場合 夏季料金 その他季料金 契約電力が500kW以上の場合 夏季料金 その他季料金	1kWh 〃	16.24 14.94	B	電力量料金 a 定期検査または定期補修による場合 契約電力が500kW未満の場合 夏季料金 その他季料金 契約電力が500kW以上の場合 夏季料金 その他季料金	1kWh 〃	16.54 15.22
	b a以外の場合 契約電力が500kW未満の場合 夏季料金 その他季料金 契約電力が500kW以上の場合 夏季料金 その他季料金	1kWh 〃	15.19 13.98		b a以外の場合 契約電力が500kW未満の場合 夏季料金 その他季料金 契約電力が500kW以上の場合 夏季料金 その他季料金	1kWh 〃	15.48 14.25
予備電力	(予備線) 基本料金	常時供給分の該当料金の5パーセント		予備電力	(予備線) 基本料金	常時供給分の該当料金の5パーセント	
	電力量料金	常時供給分の該当料金			電力量料金	常時供給分の該当料金	
(予備電源) 基本料金	常時供給分の該当料金の10パーセント		電力量料金	常時供給分の該当料金の10パーセント		常時供給分の該当料金	
	電力量料金	常時供給分の該当料金				常時供給分の該当料金	

新 旧 料 金 率 比 較 表
 (附則5 ちゅらクック割引[電化厨房住宅契約]についての特別措置)

現行料金			改定料金		
区分	単位	割引率および上限額	区分	単位	割引率および上限額
ちゅらクック割引	1契約	割引対象額の 3パーセント	ちゅらクック割引	1契約	割引対象額の 3パーセント
ちゅらクック割引上限額	1契約	円 540.00	ちゅらクック割引上限額	1契約	円 550.00

新 旧 料 金 率 比 較 表
(電灯分)

(附則10[消費税法の改正にともなう経過措置])

現行料金			新設料金			
区分	単位	料金率	区分	単位	料金率	
定額電灯	需要家料金		1契約	円	64.80	
	電灯料金					
	10Wまで		1灯	100.99		
	10W超過20Wまで		"	155.53		
	20W超過40Wまで		"	264.62		
	40W超過60Wまで		"	396.93		
	60W超過100Wまで		"	661.55		
	100W超過		"	661.55		
	100Wまでごとに					
	小型機器料金					
従量電灯	50VAまで		1機器	256.15		
	50VA超過100VAまで		"	446.47		
	100VA超過		"	446.47		
	100VAまでごとに					
	最低料金					
	最初の10kWhまで		1契約	395.08		
	電力量料金					
	10kWh超過120kWhまで		1kWh	22.53		
	120kWh超過300kWhまで		"	27.97		
	300kWh超過分		"	29.91		
臨時電灯	A	50VAまで1日につき 50VA超過100VAまで 1日につき 100VA超過500VAまでの 100VAごとに1日につき 500VA超過1kVAまで 1日につき 1kVA超過3kVAまでの 1kVAまでごとに1日につき	1契約	円	8.94 17.89 17.89 178.47 178.47	
	B	最低料金 最初の10kWhまで	1契約	514.51		
		電力量料金 10kWh超過分に対して	1kWh	32.75		
公衆街路灯	A	需要家料金	1契約	円	54.00	
		電灯料金				
		10Wまで	1灯	89.77		
		10W超過20Wまで	"	138.26		
		20W超過40Wまで	"	235.25		
		40W超過60Wまで	"	352.86		
		60W超過100Wまで	"	588.11		
		100W超過	"	588.11		
		100Wまでごとに				
		小型機器料金				
B		50VAまで	1機器	220.40		
		50VA超過100VAまで	"	387.61		
		100VA超過	"	387.61		
		100VAまでごとに				
B		最低料金 最初の10kWhまで	1契約	395.08		
		電力量料金 10kWh超過分に対して	1kWh	22.53		

新 旧 料 金 率 比 較 表

(電力分)

(附則10〔消費税法の改正にともなう経過措置〕)

現行料金			新設料金			
区分	単位	料金率	区分	単位	料金率	
			業務用電力	基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1kW 1kWh " " " " " "	円 1,711.80 16.83 15.38
			低圧電力	基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1kW 1kWh " " " " " "	1,306.80 15.71 14.35
			A 高圧電力	基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1kW 1kWh " " " " " "	1,587.60 14.94 13.65
			B	基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1kW 1kWh " " " " " "	1,981.80 13.97 12.76
				定額制供給 1日につき	1kW	円 195.76
				従量制供給 基本料金 電力量料金 22(臨時電力)(1)イに 該当する場合 低压で電気の供給を 受ける場合 夏季料金 その他季料金		業務用電力、低圧 電力または高圧電 力の該当料金の20 パーセント増し
			臨時電力	高圧で電気の供給を 受ける場合 契約電力が500kW未満 の場合 夏季料金 その他季料金	1kWh " " " " " "	18.45 16.97
				契約電力が500kW以上 の場合 夏季料金 その他季料金	1kWh " " " " " "	17.54 16.12
				22(臨時電力)(1)ロに 該当する場合 夏季料金 その他季料金	1kWh " " " " " "	16.39 15.07
						19.80 18.19

現行料金			新設料金		
区分	単位	料金率	区分	単位	料金率
農事用電力	基本料金 100Vまたは200V供給 6,000V供給	1kW 〃	874.80 1042.20		円
	電力量料金 100Vまたは200V供給 6,000V供給	1kWh 〃	12.57 12.44		
自家発自家補給電力	基本料金 使用月		業務用電力の該当料金の10パーセント増し		
	不使用月		上記の30パーセント		
A	電力量料金 a 定期検査または定期補修による場合 夏季料金 その他季料金	1kWh 〃	18.31 16.83		
	b a以外の場合 夏季料金 その他季料金	1kWh 〃	22.41 20.56		
自家発自家補給電力	基本料金 使用月		高圧電力の該当料金の10パーセント増し		
	不使用月		上記の20パーセント		
B	電力量料金 a 定期検査または定期補修による場合 契約電力が500kW未満の場合 夏季料金 その他季料金	1kWh 〃	16.24 14.94		
	契約電力が500kW以上の場合 夏季料金 その他季料金	1kWh 〃	15.19 13.98		
ちゅう割りクック	b a以外の場合 契約電力が500kW未満の場合 夏季料金 その他季料金	1kWh 〃	19.80 18.19		
	契約電力が500kW以上の場合 夏季料金 その他季料金	1kWh 〃	18.49 17.00		
ちゅう割りクック	割引上限額	1契約	540.00		

燃 調 費 調 整 基 準 単 価 比 較 表

現行料金			改定料金		
区分	単位	基準単価	区分	単位	基準単価
(1) 定額制供給 イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電灯 10Wまで 10W超過20Wまで 20W超過40Wまで 40W超過60Wまで 60W超過100Wまで 100W超過 100Wまでごとに 小型機器料金 50VAまで 50VA超過100VAまで 100VA超過 100VAまでごとに		円 1灯 1.204 " 2.407 " 4.816 " 7.223 " 12.039 " 12.039	(1) 定額制供給 イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電灯 10Wまで 10W超過20Wまで 20W超過40Wまで 40W超過60Wまで 60W超過100Wまで 100W超過 100Wまでごとに 小型機器料金 50VAまで 50VA超過100VAまで 100VA超過 100VAまでごとに		円 1灯 1.227 " 2.452 " 4.905 " 7.357 " 12.262 " 12.262
ロ. 臨時電灯A 50VAまで1日につき 50VA超過100VAまで 1日につき 100VA超過500VAまでの 100VAごとに1日につき 500VA超過1kVAまで 1日につき 1kVA超過3kVAまでの 1kVAまでごとに1日につき	1契約	0.097 " 0.194 " 0.194 " 1.941 " 1.941	ロ. 臨時電灯A 50VAまで1日につき 50VA超過100VAまで 1日につき 100VA超過500VAまでの 100VAごとに1日につき 500VA超過1kVAまで 1日につき 1kVA超過3kVAまでの 1kVAまでごとに1日につき	1契約	0.099 " 0.198 " 0.198 " 1.977 " 1.977
ハ. 臨時電力 1日につき	1kW	2.039	ハ. 臨時電力 1日につき	1kW	2.077
(2) 従量制供給 イ. 従量電灯、臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金 最初の10kWhまで 電力量料金 10kWh超過分	1契約 1kWh	3.100 0.310	(2) 従量制供給 イ. 従量電灯、臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金 最初の10kWhまで 電力量料金 10kWh超過分	1契約 1kWh	3.157 0.316
ロ. イ以外の場合 低圧 高圧	1kWh "	0.310 0.299	ロ. イ以外の場合 低圧 高圧	1kWh "	0.316 0.305

燃 調 費 調 整 基 準 単 価 比 較 表
(附則10〔消費税法の改正にともなう経過措置〕)

現行料金			新設料金		
区分	単位	基準単価	区分	単位	基準単価
			(1) 定額制供給		円
			イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
			10Wまで	1灯	1.204
			10W超過20Wまで	"	2.407
			20W超過40Wまで	"	4.816
			40W超過60Wまで	"	7.223
			60W超過100Wまで	"	12.039
			100W超過		
			100Wまでごとに	"	12.039
			小型機器料金		
			50VAまで	1機器	3.595
			50VA超過100VAまで	"	7.192
			100VA超過		
			100VAまでごとに	"	7.192
			ロ. 臨時電灯A		
			50VAまで1日につき	1契約	0.097
			50VA超過100VAまで		
			1日につき	"	0.194
			100VA超過500VAまでの		
			100VAごとに1日につき	"	0.194
			500VA超過1kVAまで		
			1日につき	"	1.941
			1kVA超過3kVAまでの		
			1kVAまでごとに1日につき	"	1.941
			ハ. 臨時電力		
			1日につき	1kW	2.039
			(2) 従量制供給		
			イ. 従量電灯、臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金		
			最初の10kWhまで	1契約	3.100
			電力量料金		
			10kWh超過分	1kWh	0.310
			ロ. イ以外の場合		
			低圧	1kWh	0.310
			高圧	"	0.299

工事費負担金金額比較表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
一般供給設備の工事費負担金 高压で電気の供給を受ける場合 架空配電設備の場合 超過こう長	円 1 m	3,348.00	一般供給設備の工事費負担金 高压で電気の供給を受ける場合 架空配電設備の場合 超過こう長	円 1 m	3,410.00
地中配電設備の場合 超過こう長	1 m	26,676.00	地中配電設備の場合 超過こう長	1 m	27,170.00

3 工事費負担金の説明

工事費負担金の説明

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 85 号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 86 号）による地方税法の改正に基づく消費税率の引き上げを反映して算定いたしました。